

「家族支援協力」中央協定の締結

陸上自衛隊、自衛隊家族会及び隊友会は5月18日、陸上幕僚監部において「隊員家族の支援に対する協力に関する協定書」を締結しました。この協定は、陸上自衛隊が行う隊員家族の支援に対して、自衛隊家族会及び隊友会が行う家族支援協力の根拠となるものです。さらに6月1日、家族支援に関する陸幕通達も発出されたことから、いよいよ陸上自衛隊の家族支援と自衛隊家族会および隊友会の家族支援協力を本格的に実施していくこととなります。



各団体のロゴマークをバックに、右から
伊藤自衛隊家族会長、岡部陸幕長、先崎
隊友会理事長

中央協定の概要は次の通りです。

▽家族支援協力の原則

陸上自衛隊の隊員が派遣される際に、陸上自衛隊が家族支援を行うことが基本であり、能力を超える場合に部隊側からの要請に基づき、自衛隊家族会及び隊友会はこれに協力するという位置付けが明記されています(第1条)。さらに、自衛隊家族会会員や隊友会会員が所在する地域も被災することから、組織的な活動が可能な場合に支援を行うとしています(第3条)。

▽支援の対象

この協定は、陸上自衛隊の隊員が派遣される場合の家族支援協力を基本としていますが、陸上自衛隊の隊員家族のみならず海・空自衛隊の隊員家族も支援対象としています(第1条)。

▽家族支援協力の内容

自衛隊家族会及び隊友会の行う家族支援協力の内容は、①隊員家族の安否確認と、②生活支援等、隊員家族の状況に応じ必要と思われる事項などを基本としています。

この際、自衛隊家族会及び隊友会の各地方組織が行う具体的な協力項目及び程度については、施策の進捗状況など各地域の特性に応じて駐屯地と相互調整を行い具体化するとしています(第4条)。

▽隊員及び隊員家族の情報

陸上自衛隊は、隊員家族の支援協力に必要な情報について、隊員及び隊員家族の意向を尊重しつつ、自衛隊家族会及び隊友会に提供するとしています。

当然ながら、提供を受けた情報は隊員家族の支援協力の目的以外に使用してはいけない旨が明記されています(第6条)。

▽適用する事態

隊員家族の支援協力を行う事態は、当面は大規模災害等における協力としていますが、今後、検討に応じて支援の対象とする事態を拡大する場合の協力については協議すると規定しています(第11条)。